

議会運営委員会の概要

1 2月定例会の提出案件の概要について

- ・総務部長から、資料「令和2年2月定例会提出案件（予定）」により、2月定例会に提出を予定している案件の概要について説明があり、了承された。

2 2月定例会の会期と日程（案）について

- ・議事調査課長から、資料「令和2年山形県議会2月定例会日程（案）」により説明があり、了承された。

3 2月定例会における代表質問、一般質問及び予算特別委員会質疑関係について

- ・議事調査課長から、資料「代表質問、一般質問及び予算特別委員会の質問・質疑者一覧表」により説明があり、質問通告及び質疑者に関する事務局への連絡は、2月21日までとすることについて了承された。

4 その他

(1) 県議会ギャラリーへの作品展示について

- ・政策調査室長から、資料「県議会ギャラリーへの作品展示について」により2月19日から作品展示について説明があり、了承された。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応について ※ 説明資料は13日に全議員へ配付済み

- ・防災くらし安心部長より、資料「新型コロナウイルス感染症への対応について」により説明があり、以下の質疑がなされた。（説明には健康福祉部長が同席）

[主な質疑]

野川委員 新型コロナウイルス感染症への対応については、テレビで言われているように、山形県の場合も検査機関での武漢縛り（武漢からの帰国者に検査対象を限定）などの条件があるのか。ただ体調が悪いだけでは検査してもらえないことになるのか。

健康福祉部長 説明資料の2ページに県民相談窓口や帰国者・接触者相談センターの設置について記載している。具合の悪い方は、まずはこちらにご相談いただきたいと思います。その際に、保健所などで症状等を聞いて、しかるべき診療機関にご案内するという形にしている。なお、具合の悪い方がご自身で診療機関に来られた場合で、武漢への渡航歴だけで検査を断ったということはない。検査の受入れ準備などもあるので、症状のない方は相談窓口へ、症状のある方は相談センターにご相談いただくように広報している。

野川委員 国内感染が広がってきた場合、最悪の場合で、山形県の医療施設では最大限どのくらい収容可能なのか。

健康福祉部長 感染がどの程度広がっていくかという状況もなかなか見えないところがある。

今、感染症指定医療機関が5つあるが、まずはそこで受け入れ、その後、順次状況を見ながら体制を整えていくことになると思う。数としては、なかなか見通すことが難しいところがあるが、その都度その都度、対応を考えていく。

野川委員 最悪の場合を想定して、何百人の収容や入院が可能なのか、大体でもいいが。

健康福祉部長 対応できるよう県内の医療機関の資源を活用していくことになると思う。

森谷委員 感染者の情報について、例えば「山形県在住」などの表現で止めている例もあるが、大阪では、感染者が辿った経路、どこの温泉に泊まったとか、どこに寄ったのかなどを公表している。実際、山形県で感染者が発生した場合は、「県在住」のみの情報提供で止めるのか、それとも立ち寄り場所などを発表するのか。

健康福祉部長 基本的には感染予防や拡大防止に必要な情報を随時提供していくということになる。こうした情報提供のルールは、政府でも検討されているところである。そうした状況も見ながら、感染症の拡大を防止するというところに主眼を置いて適切に対応していく。

森谷委員 本県では温泉地もあるので、情報提供については敏感な対応が必要になると思う。風評被害などもあるので、情報提供については、慎重、的確な対応が必要になる。

吉村委員 風評被害については、SNS等により、ちょっとした噂が広まってしまいうことに注意しなければならない。県民への情報提供を適切に実施していただきたい。また、県では県内での発症者がいないにもかかわらず、対策会議を対策本部に格上げしたが、これは、どのような理由であったのか。

防災くらし安心部長 2月7日に山形県新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げたところである。国際的にも感染拡大が起こっている中で、国内でも感染拡大の傾向があったことを踏まえ、県内でも事前に万全の体制をとる必要があるということから、知事を本部長とする対策本部を立ち上げたところである。あわせて、県庁内横断的に各部所管の事項について様々な情報を共有することにより、それを県民の皆様へ提供し、県民の皆様の不安を解消するといったことを目的として、対策本部を設置させていただいた。風評被害を防止するためにも、適時適切な情報発信に今後とも努めてまいりたい。

榎津委員 ドラッグストアに行ってもマスクが全くない状況にある。県の対応として、保健所における防疫備品として、マスクやガウン、ゴーグルの追加配備を予定しているとのことだが、これらは確実に確保できるのか。また、県内の主な温泉・ホテル、外国人旅行者のキャンセル状況が約1,400人とのことだが、これは感染を防ぐためにホテル側から宿泊を断っているのか、それとも旅行者側からキャンセルしたものなのか。

健康福祉部長 防疫備品につきましては、手立てを尽くして確保に努めていく。本日開催の政府緊急対策本部においても、マスクの増産を始めるという話も出ているので、手立てを尽くして確保に努めていきたいと考えている。

防災くらし安心部長 旅館・ホテル等へのキャンセルの状況についてですが、これらは、旅行者側からのキャンセルである。

佐藤委員 説明資料の2ページに、県内の10医療機関に帰国者・接触者外来を設置したとあるが、具体的にどのような医療機関なのか。県民の関心も高いので教えてほしい。

健康福祉部長 帰国者・接触者外来で診療を受けていただくためには、まず自分の症状などについて相談窓口にご相談いただくことになる。感染症の外来は、感染が蔓延しないよう事前の準備が必要であるため、必要な事項を相談窓口でお聞きした上で帰国者・接触者外来に案内することになる。こうしたことから、一般の方が殺到されても大変なところがあるので、政府方針に沿った形で、個々の医療機関名はお示ししていないところである。ただ、感染症指定医療機関として5つの医療機関を示しているが、いずれもそれぞれの地域における中核的な医療機関である。これらの医療機関及びそれに準じるような医療機関で準備体制をとっている。

奥山委員長 この件については、関係常任委員会で質疑していただくようお願いします。

6 次回議運開催日時

2月19日(水) 午前10時

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和2年2月13日（木）

午前 10 時

- 1 2月定例会提出案件の概要について
- 2 2月定例会の会期と日程（案）について
- 3 2月定例会における代表質問、一般質問及び予算特別委員会質疑関係について
- 4 その他
- 5 次回議運開催日時
2月19日（水）午前10時

令和2年2月定例会提出案件（予定）

1 令和元年度案件

(1) 予 算 案 件	16件
うち一般会計補正予算	補正総額 $\Delta 21,128$ 百万円
	補正後累計 $607,698$ 百万円
(2) 費 用 負 担 案 件	2件
(3) 契 約 案 件	3件
(4) 財 産 処 分 案 件	1件
(5) 人 事 案 件	2件
合 計	24件

2 令和2年度案件

(1) 予 算 案 件	17件
うち一般会計当初予算	総額 $613,364$ 百万円
(2) 条 例 案 件	30件
(3) 境 界 変 更 案 件	1件
(4) 費 用 負 担 案 件	1件
(5) 財 産 処 分 案 件	2件
(6) そ の 他 案 件	3件
合 計	54件

代表質問、一般質問及び予算特別委員会の質問・質疑者一覧表

(令和2年2月定例会)

代表質問

月 日	質 問 者	質問時間 (答弁含み)
2月27日(木)	(自由民主党) 議員	80分以内
	(県政クラブ) 議員	60分以内

一般質問

月 日	質 問 者	質問時間 (答弁含み)
2月28日(金)	(自由民主党) 議員	60分以内
	(無所属) 議員	60分以内
	(自由民主党) 議員	60分以内
3月2日(月)	(自由民主党) 議員	60分以内
	(県政クラブ) 議員	60分以内
	(自由民主党) 議員	60分以内

予算特別委員会質疑

月 日	質 疑 者	質疑時間 (答弁含み)
3月4日(水)	(自由民主党) 委員	60分以内
	(県政クラブ) 委員	60分以内
	(自由民主党) 委員	60分以内
3月5日(木)	(自由民主党) 委員	60分以内
	(公明党) 委員	60分以内
	(自由民主党) 委員	60分以内
3月6日(金)	(県政クラブ) 委員	60分以内
	(自由民主党) 委員	60分以内

【質問通告及び質疑者連絡日】 2月21日(金)

県議会ギャラリーへの作品展示について

1 展示日程

(1) 期 間 令和2年2月19日(水)～3月19日(木)

(土日休日を除く。)

(2) 時 間 午前8時30分～午後5時15分

(初日は午後1時から、最終日は午後4時まで)

2 展示場所

議会棟1階ロビー

3 展示者

県立鶴岡中央高等学校 総合学科家政科学系列 (シルクガールズ)

4 展示内容

シルクガールズの活動に関するドレス、映像等

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 国内外の発生状況（WHO発表：日本時間2月13日0:00時点）

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
日本 ※1	28	0	豪州	15	0	フィリピン	3	1
中国	44,653	1,113	マレーシア	18	0	英国	8	0
香港	49	1	ネパール	1	0	ロシア	2	0
マカオ	10	0	カナダ	7	0	スウェーデン	1	0
台湾	18	0	カンボジア	1	0	スペイン	2	0
タイ	33	0	スリランカ	1	0	ベルギー	1	0
韓国	28	0	ドイツ	16	0	その他 ※2	175	0
米国	13	0	UAE	8	0			
ベトナム	15	0	フィンランド	1	0			
シンガポール	50	0	イタリア	3	0			
フランス	11	0	インド	3	0	計	45,174	1,115

※1 うち3名は無症状病原体保有者（症状は無いが、検査が陽性となった者）

※2 国際輸送案件として、日本においてクルーズ船の乗船者174名及び検疫官1名が陽性と確認された

2 世界保健機関（WHO）及び政府の対応等

（1）WHO

- ・緊急委員会で「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言（1/31）
- ・グローバル危機準備担当局長が「現時点では、新型コロナウイルスは警戒レベルが最高度の世界的大流行を意味する“パンデミック”ではない」と表明（2/4）
- ・新型コロナウイルスの名称を「COVID19」と命名（2/11）

（2）日本政府

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」への指定を閣議決定（1/28、施行は2/1）
- ・厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置（1/28）
- ・在留邦人の帰国に向け、チャーター機の派遣（1/28～4便）
- ・閣議決定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置（1/30～7回）
- ・閣議了解に基づく入国管理の強化（湖北省は2/1～、浙江省及び旅客船は2/13～）

○出入国管理及び難民認定法に基づき、入国の申請日前14日以内に湖北省及び浙江省に滞在歴のある外国人及び同省発行の中国旅券を所持する外国人は、特段の事情が無い限り、当分の間入国を拒否。
○同じく、本邦の港に入港する目的の旅客船で、船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、同様に入国を拒否。

3 県における対策会議等の開催状況

- （1）県関係各課による「新型コロナウイルス関連感染症対策会議」の開催（1/24、1/28）
- （2）副知事を議長とした「新型コロナウイルス感染症に係る対策会議」の設置・開催（1/29）
- （3）医療関係者等による「新型コロナウイルス感染症医療連絡会議」の開催（2/7）
- （4）知事を本部長とした「山形県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置（2/7）
- （5）「第1回山形県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議」の開催（2/10）

4 本県の対応

(1) 医療体制の整備

- ①衛生研究所における新型コロナウイルスに係る検体の検査体制の確立 (1/30)
- ②感染症指定医療機関による患者の受け入れ態勢の整備
 - ・重大な影響を与えるおそれのある感染症の治療施設として県内5医療機関（県立中央病院、県立新庄病院、県立河北病院、日本海総合病院、公立置賜総合病院）指定や患者移送車の配備など患者の受け入れ態勢を整備
- ③帰国者・接触者外来の設置
 - ・厚労省方針に基づき、住民の不安を軽減し、患者を診療体制等の整った医療機関で確実に診療し、医療機関を発端とした感染症のまん延をできるだけ防止するため、対応可能な10医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置 (2/10)
- ④感染防止資機材の備蓄
 - ・新型コロナウイルスに対応する医療機関用として、使い捨てマスクやガウン、ゴーグル、手袋等を各総合支庁に備蓄
 - ・保健所における防疫備品（マスク、ガウン、ゴーグル）の追加配備を予定

(2) 感染症対策に係る注意喚起等の広報と相談対応

- ①各種広報媒体等を活用した県民の皆様への迅速な情報提供と必要な注意喚起
 - ・県ホームページやSNSによる注意喚起及び県内報道機関に対する情報提供（随時）
 - ・県政テレビ (2/16 予定)、県政ラジオ(2/7～)による注意喚起
 - ・生命保険会社との協定に基づく注意喚起チラシの配布 (2/中旬～予定)
- ②県民相談窓口の設置
 - ・県庁及び各保健所に電話相談窓口を設置し、県民の皆様や医療機関等からの相談に対応 (1/24～) ※2月11日現在 273件の相談受付
- ③帰国者・接触者相談センターの設置
 - ・厚労省方針に基づき、住民の不安を軽減し、患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぎ、医療機関を発端とした感染症のまん延をできるだけ防止するため、県内5保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置 (2/10)
- ④医療機関情報ネットワークの多言語対応 (予定)
 - ・医療機関や薬局の情報を提供する「医療機関情報ネットワーク」の英語対応に加え、新たに中国語簡体字、繁体字、タイ語、韓国語での対応を予定

(3) 患者発生時の把握

- ①山形空港、庄内空港、酒田港における検疫所と連携した新型コロナウイルス疑い患者の把握と受診誘導
- ②中国（湖北省・浙江省）から帰国・入国されて発熱等のある方に対する保健所への相談呼びかけ
- ③医療機関からの感染症発生届による患者の把握
 - ・感染症の発生がみられた場合、保健所へ情報提供するよう医療機関に通知

(4) 各部局による関係機関等への周知

- ・国が発出した関係通知等を、各部局において逐次市町村、教育機関、関係団体等、関係機関等に周知

5 本県への影響

(1) 中国に進出している県内企業への影響

- ・本県から中国に進出している県内企業は56社あるが、武漢市が属する湖北省に進出している県内企業はない。
- ・県内企業それぞれが立地する省等の地方政府の発表では、企業の操業再開時期は概ね2月10日以降となっている。
- ・ただし、地方政府によっては、政府の操業再開の許可が必要なところがあり、許可が下りるまで操業を休止している企業もある。
- ・また、中国国内の公共交通機関の運休などから従業員が10日に出勤できない問題も発生しており、フル操業まで時間を要する状況にある。

(2) 観光への影響

- ・県内の主な温泉旅館・ホテルの外国人旅行者のキャンセル状況
⇒約1,400人泊(2月10日8時現在)

(3) 公立学校における学校運営への影響

- ・現時点でなし。

(4) 私立学校における学校運営への影響

- ・一部の私立高等学校において、2月上旬に台湾で行う予定としていた学校行事を中止。

(5) 県立米沢栄養大学・県立米沢女子短期大学・県立保健医療大学における運営への影響

- ・現時点でなし。

○ コロナウイルスとは

- ・人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルス。
- ・今回の新型コロナウイルス以外で人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られており、この中では深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるSARS-CoV(重症急性呼吸器症候群コロナウイルス)とMERS-CoV(中東呼吸器症候群コロナウイルス)以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまる。

○ 主な症状と治療方法

- ・主な症状は、発熱及び呼吸器疾患。
- ・新型コロナウイルスに対するワクチンや特異的な治療薬は無く、治療は対症療法。

○ 感染経路

- ・飛沫感染(クシャミなどのしぶきで1m~2mの範囲で感染が広がるもの)
- ・接触感染(クシャミなどのしぶきが触れた物を触った手で、口や鼻を触って感染するもの)

○ 感染予防対策

- ・コロナウイルス全般の予防として、こまめな手洗いやアルコール製剤等による手指消毒が効果的。新型コロナウイルスを含め、呼吸器感染症全般の予防のために、手洗い等の励行のほか、咳やくしゃみがでるときの咳エチケットの励行。